

|                                                                   |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>さいたま市契約公報</b></p> <p>第 1 3 号</p> <p>令和 7 年 7 月 3 1 日 発行</p> | <p>発行所</p> <p>さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号</p> <p>さいたま市役所</p> <p>(財政局契約管理部契約課)</p> |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|

## 目 次

### 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（4 件）

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ○軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和 8 年度導入）（その 1） | 2   |
| ○小型貨物ハイブリッド自動車賃貸借（令和 8 年度導入）      | 6   |
| ○さいたま市役所本庁舎及びときわ会館構内電話交換機等設備賃貸借   | 9   |
| ○再生コピー用紙（A 4）（単価契約）               | 1 3 |

### 特定調達契約の落札者等の公示

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ・さいたま市統合運用管理システム機器等賃貸借           | 1 7 |
| ・令和 7 年度さいたま市プラザウエストソーラーカーポート賃貸借 | 1 7 |
| ・さいたま市桜区役所構内電話交換機設備賃貸借           | 1 7 |
| ・さいたま市立大宮西部図書館空調機器賃貸借            | 1 7 |

### 一般競争入札の告示（2 1 件）

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ○軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和 8 年度導入）（その 2）  | 1 8 |
| ○小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和 8 年度導入）       | 2 1 |
| ○小型乗用ハイブリッド 7 人乗り自動車賃貸借（令和 8 年度導入） | 2 4 |
| ○小型貨物自動車賃貸借（令和 8 年度導入）             | 2 7 |
| ○普通貨物自動車賃貸借（令和 8 年度導入）             | 3 1 |
| ○学校給食用消耗品類（大和田小学校）                 | 3 4 |
| ○密閉式自動固定包埋装置一式                     | 3 7 |
| ○再生コピー用紙（A 3）（単価契約）                | 4 0 |
| ○さいたま市立大和田小学校日用品一式                 | 4 3 |
| ○さいたま市立大和田小学校什器類一式                 | 4 6 |
| ○さいたま市立大和田小学校事務用品等一式               | 4 9 |
| ○さいたま市立大和田小学校一般教材一式                | 5 2 |
| ○さいたま市立大和田小学校体育教材一式                | 5 5 |
| ○さいたま市立大和田小学校理科教材一式                | 5 8 |
| ○さいたま市立大和田小学校音楽教材一式                | 6 1 |
| ○さいたま市立大和田小学校ピアノ一式                 | 6 4 |
| ○さいたま市立大和田小学校図書一式                  | 6 7 |
| ○令和 7 年度さいたま市街頭防犯カメラ賃貸借            | 6 9 |
| ○さいたま市桜環境センターアルミプレス売却              | 7 2 |
| さいたま市見沼環境センターアルミプレス売却              | 7 2 |
| さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却             | 7 2 |
| さいたま市桜環境センタースチールプレス売却              | 7 2 |

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| さいたま市見沼環境センタースチールプレス売却……………          | 7 2 |
| さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却……………         | 7 2 |
| ○さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）……………           | 7 6 |
| さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区）……………          | 7 6 |
| さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）……………         | 7 6 |
| さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外）……………           | 7 6 |
| ○さいたま市立中央図書館自動化書庫サーバ機器等賃貸借……………      | 7 9 |
| <b>競争入札参加資格関連の告示（1件）</b>             |     |
| ○令和7年度自動販売機等設置場所貸付事業の参加資格に関する告示…………… | 8 2 |

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

## さいたま市公告（調達）第85号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和7年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和8年度導入）（その1）

#### (2) 借入場所

入札説明書のとおり

#### (3) 数量・特質等

ア 数量 64台

イ 特質 仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和8年7月1日から令和14年2月29日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自動車」内の営業品目（小分類）「乗用自動車」及び「ハイブリッド自動車」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和7年8月12日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和４年度以降に、履行期間が５年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間１８台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
担当　中村　電話　０４８（８２９）１１７４

#### (2) 交付期間

公告の日から令和７年８月２９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

３(２)に同じ

#### (3) 受付場所

３(１)に同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送

#### (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和７年８月２９日（金）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所財政局財政部庁舎  
管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年9月5日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年9月10日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 15 年さいたま市制定）第 15 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
電話   048（829）1174    FAX   048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所  
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話   048（829）1179    FAX   048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

64 hybrid light passenger vehicles for FY 2026

(2) Date and time of tender:

September 12, 2025, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

City Hall Management Division, Department of Finance, Finance Bureau, Saitama City

## さいたま市公告（調達）第 86 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 7 年 7 月 31 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

小型貨物ハイブリッド自動車賃貸借（令和 8 年度導入）

#### (2) 借入場所

入札説明書のとおり

#### (3) 数量・特質等

ア 数量 18 台

イ 特質 仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 7 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自動車」内の営業品目（小分類）「貨物自動車」及び「ハイブリッド自動車」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 7 年 8 月 12 日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 令和４年度以降に、履行期間が５年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間１８台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

### ３ 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
担当　中村　電話　０４８（８２９）１１７４

#### (2) 交付期間

公告の日から令和７年８月２９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### ４ 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

３(2)に同じ

#### (3) 受付場所

３(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送

#### (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

##### ア 受領期限

令和７年８月２９日（金）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

##### イ 送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所財政局財政部庁舎管理課

### ５ 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

３(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和７年９月５日（金）午前９時から午後４時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年9月10日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
電話 048（829）1174 FAX 048（829）1986

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課

電話   048（829）1179   FAX   048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Lease contract for tender:

18 small hybrid freight vehicles for FY 2026

(2) Date and time of tender:

September 12, 2025, 11:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

City Hall Management Division, Department of Finance, Finance Bureau, Saitama City  
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1174 Fax: 048-829-1986

## さいたま市公告（調達）第87号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和7年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市役所本庁舎及びときわ会館構内電話交換機等設備賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4      さいたま市役所本庁舎

さいたま市浦和区常盤 6-4-21      ときわ会館

(3) 数量・特質等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 7 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」営業品目（大分類）「通信放送機器」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 7 年 8 月 12 日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 賃貸借された納入機器を設置、設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合即時に対応できる者であること。

- (7) 令和 2 年度以降において、「さいたま市役所本庁舎及びときわ会館構内電話交換機設備賃貸借」と同種同規模の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4      さいたま市財政局財政部庁舎管理課

メールアドレス [chosha-kanri@city.saitama.lg.jp](mailto:chosha-kanri@city.saitama.lg.jp)

担当 金杉 電話 048 (829) 1173

(2) 交付期間

公告の日から令和7年8月21日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付方法

原則、電子メールにより交付するものとする。入札説明書の交付を希望する者は、上記3(1)に本件入札を担当する者の連絡先（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）が記載された書類（名刺可）を持参もしくはメールし、担当へ提出するものとする。

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年9月3日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年9月10日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
電話 048（829）1173 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所  
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付  
ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において  
無償で交付する。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>  
イ 申請場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話   048（829）1179   FAX   048（829）1986  
ウ 受付時間  
休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Lease contract for tender:  
Saitama City Hall and Tokiwa Kaikan telephone switchboard equipment
- (2) Date and time of tender:  
September 12, 2025, 9:30 a.m.
- (3) Contact point for the notice:  
City Hall Management Division, Department of Finance, Finance Bureau, Saitama City  
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan  
Tel: 048-829-1173   Fax : 048-829-1986

## さいたま市公告（調達）第88号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和7年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
再生コピー用紙（A4）（単価契約）
- (2) 納入場所  
さいたま市内各課所、市内各市立学校、市内各市立保育園
- (3) 数量・特質等  
ア 予定数量   16, 107箱  
イ 特質等   入札説明書による。
- (4) 契約期間  
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「文具・事務機器・用品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和7年8月18日（月）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

## 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

## 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

- (1) 交付期間  
告示の日から令和7年8月27日（水）まで
- (2) 交付費用  
無償

## 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

公告の日から令和7年8月27日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和7年9月4日（木）及び令和7年9月5日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和7年9月11日（木）午前8時30分から令和7年9月16日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588   さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月17日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４    さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話    ０４８（８２９）１１８１    FAX    ０４８（８２９）１９８６

８ 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

９ その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所  
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４    さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話    ０４８（８２９）１１７９    FAX    ０４８（８２９）１９８６

ウ 受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

１０ Summary

(1) Contract for tender:

Approximately 16,107 cases of A4 Size Copy Paper

(2) Date and time of tender:

From September 11, 2025, 8:30 a.m. to September 16, 2025, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

September 17, 2025, 2:00 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City  
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan  
Tel: 048-829-1181

○特定調達契約の落札者等の公示

**さいたま市公告（調達）第 89 号**

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 7 月 31 日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 89-1 ②さいたま市統合運用管理システム機器等賃貸借 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 7 年 6 月 27 日 ⑤株式会社 J E C C 営業統括本部長 飯倉義一 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 ⑥ 8, 132, 740 円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 7 年 5 月 15 日さいたま市公告（調達）第 54 号

① 89-2 ②令和 7 年度さいたま市プラザウエストソーラーカーポート賃貸借 一式 ③さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 7 年 6 月 30 日 ⑤大和リース株式会社さいたま支店 支店長 池田康二 さいたま市南区文蔵 1-19-17 ⑥ 784, 300 円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和 7 年 5 月 15 日さいたま市公告（調達）第 58 号

① 89-3 ②さいたま市桜区役所構内電話交換機設備賃貸借 一式 ③さいたま市桜区役所区民生活部総務課 さいたま市桜区道場 4-3-1 ④令和 7 年 6 月 26 日 ⑤三菱 H C キャピタル株式会社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内 1-5-1 ⑥ 449, 680 円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和 7 年 5 月 15 日さいたま市公告（調達）第 59 号

① 89-4 ②さいたま市立大宮西部図書館空調機器賃貸借 一式 ③さいたま市教育委員会中央図書館管理課 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 ④令和 7 年 7 月 3 日 ⑤ N T T ・ T C リース株式

会社関東支店 支店長 臼井淳 さいたま市大宮区桜木町1丁目9番6号 ⑥512, 600円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和7年5月15日さいたま市公告(調達)第61号

○一般競争入札の告示

**さいたま市告示第1242号**

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借(令和8年度導入)(その2)について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月25日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 競争入札に付する事項**

(1) 件名

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借(令和8年度導入)(その2)

(2) 借入場所

入札説明書のとおり

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質 仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和8年8月3日から令和13年8月2日まで

**2 競争入札参加資格に関する事項**

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)(以下「名簿」という。)の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目(大分類)「車輛・船舶・バイク・自転車」内の営業品目(小分類)「乗用自動車」及び「ハイブリッド自動車」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和４年度以降に、履行期間が５年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間１台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市浦和区常盤６－４－４    さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
担当 中村    電話    ０４８（８２９）１１７４
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和７年８月２９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- ３(２)に同じ
- (3) 受付場所
- ３(１)に同じ
- (4) 提出方法
- 持参又は郵送
- (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先
- ア 受領期限
- 令和７年８月２９日（金）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
- イ 送付先
- 〒３３０－９５８８    さいたま市浦和区常盤６－４－４    さいたま市役所財政局財政部庁舎管理課
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- ３(１)に同じ
- (2) 交付日時
- 令和７年９月５日（金）午前９時から午後４時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年9月10日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
電話 048（829）1174 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1243号**

小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和8年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和8年度導入）

(2) 借入場所

入札説明書のとおり

(3) 数量・特質等

ア 数量 7台

イ 特質 仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和8年8月3日から令和14年2月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自転車」内の営業品目（小分類）「乗用自動車」及び「ハイブリッド自動車」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和4年度以降に、履行期間が5年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間7台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 中村   電話 048（829）1174

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年8月29日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送

#### (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 7 年 8 月 2 9 日（金）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒 3 3 0 - 9 5 8 8 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市役所財政局財政部庁舎  
管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1)に同じ

(2) 交付日時

令和 7 年 9 月 5 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料 1 月当たりの 1 台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 7 年 9 月 1 0 日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4 (5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 9 月 1 2 日（金）午前 1 0 時 3 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市役所本庁舎 1 階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 9 月 1 2 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
電話   048 (829) 1174    FAX   048 (829) 1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 1244 号**

小型乗用ハイブリッド 7 人乗り自動車賃貸借（令和 8 年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

さいたま市長   清   水   勇   人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小型乗用ハイブリッド 7 人乗り自動車賃貸借（令和 8 年度導入）

(2) 借入場所

入札説明書のとおり

(3) 数量・特質等

ア   数量   3 台

イ   特質   仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和8年7月1日から令和13年12月15日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自転車」内の営業品目（小分類）「乗用自動車」及び「ハイブリッド自動車」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 令和4年度以降に、履行期間が5年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間3台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 中村 電話 048（829）1174

- (2) 交付期間

告示の日から令和7年8月29日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年8月29日（金）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所財政局財政部庁舎  
管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年9月5日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年9月10日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）午前10時45分

## イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市役所本庁舎 1 階旧会見室

### (4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和 7 年 9 月 12 日（金）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(3)イに同じ

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
電話    048（829）1174    FAX    048（829）1986

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1245 号

小型貨物自動車賃貸借（令和 8 年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

小型貨物自動車賃貸借（令和 8 年度導入）

### (2) 借入場所

入札説明書のとおり

### (3) 数量・特質等

ア 数量 1 台

イ 特質 仕様書のとおり

### (4) 借入期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 4 年 1 月 3 1 日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自転車」内の営業品目（小分類）「貨物自動車」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 令和 4 年度以降に、履行期間が 5 年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間 1 台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
担当 中村    電話    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 7 4

### (2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 8 月 2 9 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 7 年 8 月 2 9 日（金）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒 3 3 0 - 9 5 8 8    さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市役所財政局財政部庁舎  
管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1)に同じ

(2) 交付日時

令和 7 年 9 月 5 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料 1 月当たりの 1 台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載するこ

と。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年9月10日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話　048（829）1174　FAX　048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てるこ

とができない。

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 2 4 6 号

普通貨物自動車賃貸借（令和 8 年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

普通貨物自動車賃貸借（令和 8 年度導入）

- (2) 借入場所

入札説明書のとおり

- (3) 数量・特質等

ア 数量 1 台

イ 特質 仕様書のとおり

- (4) 借入期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 3 年 6 月 3 0 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自転車」内の営業品目（小分類）内「貨物自動車」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和4年度以降に、履行期間が5年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間1台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
担当 中村    電話 048（829）1174
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和7年8月29日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
- 持参又は郵送
- (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先
- ア 受領期限
- 令和7年8月29日（金）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
- イ 送付先
- 〒330-9588    さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市役所財政局財政部庁舎管理課
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)に同じ
- (2) 交付日時
- 令和7年9月5日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年9月10日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
電話 048（829）1174 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1249号**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

学校給食用消耗品類（大和田小学校）

(2) 納入場所

さいたま市見沼区大和田町1丁目2000番地　さいたま市立大和田小学校

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和8年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「厨房機器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話 048（829）1181

#### (2) 交付日時

令和7年8月27日（水）及び令和7年8月28日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## ７ 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

#### ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

#### イ 提出期間

令和７年９月８日（月）午前８時３０分から令和７年９月９日（火）午後５時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

#### ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課　担当　物品契約係

### (3) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和７年９月１０日（水）午後２時００分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

### (4) 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

### (7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

## ８ 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1250号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

密閉式自動固定包埋装置一式

(2) 納入場所

さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号　さいたま市健康科学研究センター  
生活科学課342室

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和7年12月26日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「理化学機器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話   048（829）1181

#### (2) 交付日時

令和7年8月27日（水）及び令和7年8月28日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## ７ 入札手続等

### (１) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

### (２) 入札書の提出方法及び提出期間

#### ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

#### イ 提出期間

令和７年９月８日（月）午前８時３０分から令和７年９月９日（火）午後５時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

#### ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課　担当　物品契約係

### (３) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和７年９月１０日（水）午後２時１０分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

### (４) 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (５) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (６) 入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

### (７) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

## ８ 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1251号**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

再生コピー用紙（A3）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各市立学校、市内各市立保育園

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「文具・事務機器・用品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和7年8月27日（水）まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和7年8月27日（水）午後5時15分まで

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話   048（829）1181

#### (2) 交付日時

令和7年9月4日（木）及び令和7年9月5日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

#### ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

#### イ 提出期間

令和7年9月11日（木）午前8時30分から令和7年9月16日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

#### ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

### (3) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年9月17日（水）午後2時05分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

### (4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第１２５２号**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年７月２９日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

さいたま市立大和田小学校日用品一式

(2) 納入場所

さいたま市見沼区大和田町１丁目２０００番地　さいたま市立大和田小学校

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和８年３月３１日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「その他百貨」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和７年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和７年８月２０日（水）まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和７年８月２０日（水）午後５時１５分まで

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

#### (2) 交付日時

令和７年８月２７日（水）及び令和７年８月２８日（木）午前８時３０分から午後５時１５分まで

#### (3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和7年9月12日（金）午前8時30分から令和7年9月16日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月17日（水）午後2時10分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 2 5 3 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

さいたま市立大和田小学校什器類一式

(2) 納入場所

さいたま市見沼区大和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地    さいたま市立大和田小学校

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「家具」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係   電話 048（829）1181

#### (2) 交付日時

令和7年8月27日（水）及び令和7年8月28日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 7 入札手続等

#### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和7年9月12日（金）午前8時30分から令和7年9月16日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月17日（水）午後2時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 1 2 5 4 号**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）  
さいたま市立大和田小学校事務用品等一式
- (2) 納入場所  
さいたま市見沼区大和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地    さいたま市立大和田小学校
- (3) 数量・特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 納入期限  
令和 8 年 3 月 3 1 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「文具・事務機器・用品」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者  
イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話   048（829）1181

#### (2) 交付日時

令和7年8月27日（水）及び令和7年8月28日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 7 入札手続等

#### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和7年9月12日（金）午前8時30分から令和7年9月16日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月17日（水）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第1255号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）  
さいたま市立大和田小学校一般教材一式
- (2) 納入場所  
さいたま市見沼区大和田町1丁目2000番地　さいたま市立大和田小学校
- (3) 数量・特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 納入期限  
令和8年3月31日

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「教育用教材等」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者  
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話   048（829）1181

#### (2) 交付日時

令和7年8月27日（水）及び令和7年8月28日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 7 入札手続等

#### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和7年9月12日（金）午前8時30分から令和7年9月16日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月17日（水）午後2時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 2 5 6 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）  
さいたま市立大和田小学校体育教材一式
- (2) 納入場所  
さいたま市見沼区大和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地    さいたま市立大和田小学校
- (3) 数量・特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 納入期限  
令和 8 年 3 月 3 1 日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「教育用教材等」又は「スポーツ用品」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
  - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

#### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

##### (1) 交付期間

告示の日から令和 7 年 8 月 20 日（水）まで

##### (2) 交付費用

無償

#### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

##### (2) 受付期間

告示の日から令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時 15 分まで

#### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

##### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係    電話    048（829）1181

##### (2) 交付日時

令和 7 年 8 月 27 日（水）及び令和 7 年 8 月 28 日（木）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

##### (3) その他

郵送希望者については、5 の書類提出時において返信用封筒に 110 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

#### イ 提出期間

令和7年9月12日（金）午前8時30分から令和7年9月16日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

#### ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

### (3) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年9月17日（水）午後2時50分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

### (4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 2 5 7 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

さいたま市立大和田小学校理科教材一式

(2) 納入場所

さいたま市見沼区大和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地 さいたま市立大和田小学校

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「教育用教材等」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札シ

システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

#### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

##### (1) 交付期間

告示の日から令和 7 年 8 月 2 0 日（水）まで

##### (2) 交付費用

無償

#### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

##### (2) 受付期間

告示の日から令和 7 年 8 月 2 0 日（水）午後 5 時 1 5 分まで

#### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

##### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話   0 4 8（8 2 9）1 1 8 1

##### (2) 交付日時

令和 7 年 8 月 2 7 日（水）及び令和 7 年 8 月 2 8 日（木）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

##### (3) その他

郵送希望者については、5 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

###### ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付

ける。

#### イ 提出期間

令和 7 年 9 月 1 2 日（金）午前 8 時 3 0 分から令和 7 年 9 月 1 6 日（火）午後 5 時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

#### ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒 3 3 0 - 9 5 8 8    さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

#### (3) 開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和 7 年 9 月 1 7 日（水）午後 3 時 0 0 分

##### イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市役所西会議棟 1 階第 1 入札室

#### (4) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

#### (7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 8 1    F A X    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

### 8 契約手続等

#### (1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 議決の要否

否

### 9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 2 5 8 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名（物品の購入）

さいたま市立大和田小学校音楽教材一式

#### (2) 納入場所

さいたま市見沼区大和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地    さいたま市立大和田小学校

#### (3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (4) 納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「教育用教材等」又は「楽器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（I C カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了し

ている者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

#### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

##### (1) 交付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）まで

##### (2) 交付費用

無償

#### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

##### (2) 受付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで

#### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

##### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話 048（829）1181

##### (2) 交付日時

令和7年8月27日（水）及び令和7年8月28日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

##### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

###### ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

## イ 提出期間

令和 7 年 9 月 1 2 日（金）午前 8 時 3 0 分から令和 7 年 9 月 1 6 日（火）午後 5 時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

## ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒 3 3 0 - 9 5 8 8    さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

## (3) 開札の日時及び場所

### ア 日時

令和 7 年 9 月 1 7 日（水）午後 3 時 1 0 分

### イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市役所西会議棟 1 階第 1 入札室

## (4) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

## (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

## (7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 8 1    F A X    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1 2 5 9 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名（物品の購入）

さいたま市立大和田小学校ピアノ一式

#### (2) 納入場所

さいたま市見沼区大和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地　さいたま市立大和田小学校

#### (3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (4) 納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「教育用教材等」又は「楽器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（I C カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

#### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

##### (1) 交付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）まで

##### (2) 交付費用

無償

#### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

##### (2) 受付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで

#### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

##### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話   048（829）1181

##### (2) 交付日時

令和7年8月27日（水）及び令和7年8月28日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

##### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

###### ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

###### イ 提出期間

令和7年9月12日（金）午前8時30分から令和7年9月16日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月17日（水）午後3時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1260号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年７月２９日

さいたま市長 清水 勇 人

## １ 競争入札に付する事項

### (1) 件名（物品の購入）

さいたま市立大和田小学校図書一式

### (2) 納入場所

さいたま市見沼区大和田町１丁目２０００番地　さいたま市立大和田小学校

### (3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

### (4) 納入期限

令和８年３月３１日

## ２ 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「書籍」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

## ３ 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和７年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

## ４ 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話   048（829）1181

(2) 交付日時

令和7年8月27日（水）及び令和7年8月28日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和7年9月12日（金）午前8時30分から令和7年9月16日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1

項に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒３３０－９５８８ さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和７年９月１７日（水）午後３時３０分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 ０４８（８２９）１１８１ FAX ０４８（８２９）１９８６

８ 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

９ その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第１２１８号**

令和７年度さいたま市街頭防犯カメラ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公

告する。

令和 7 年 7 月 2 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和 7 年度さいたま市街頭防犯カメラ賃貸借

### (2) 借入場所

西大宮駅外

### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

### (4) 借入期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「消防・防災・防犯用品」内の営業品目（小分類）「防犯カメラ」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和 5 年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、履行した者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/005/p123007.html>

### (2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 5 時まで

## 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確

認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和7年8月7日（木）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

担当 防犯係 電話048（829）1217

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年8月18日（月）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（保守費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月26日（火）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 8 月 2 6 日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

電話    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 2 1 4    F A X    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 6 9

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 1 2 2 4 号**

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外 5 件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 2 4 日

さいたま市長    清   水   勇   人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア    さいたま市桜環境センターアルミプレス売却

- イ さいたま市見沼環境センターアルミプレス売却
- ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却
- エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却
- オ さいたま市見沼環境センタースチールプレス売却
- カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

- ア 1 (1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開 4-2-1 さいたま市桜環境センター
- イ 1 (1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子 6 2 6-1 さいたま市見沼環境センター
- ウ 1 (1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原 5-1 2-1 有限会社太盛リサイクルセンタ  
ー

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「買受け」、営業品目「買受け」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の法決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
  - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき、更生手続開始の申更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者は除く。
- (6) アルミプレス又はスチールプレスの売却について、さいたま市又は過去 3 年間（令和 4 年 7 月 2 6 日から令和 7 年 7 月 2 5 日まで）に他市町村で実績を有する者であること。  
 なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p040418.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年8月18日（月）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和7年8月18日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当 保里 電話 048（829）1336

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和7年8月28日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和7年9月2日(火) 午前10時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和7年9月2日(火) 午前10時20分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和7年9月2日(火) 午前10時40分
- (エ) 1(1)エの売却 令和7年9月2日(火) 午前11時00分
- (オ) 1(1)オの売却 令和7年9月2日(火) 午前11時20分
- (カ) 1(1)カの売却 令和7年9月2日(火) 午前11時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月2日(火) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者(契約者となる者)となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以

上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第1225号**

さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）

イ さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区）

ウ さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）

エ さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外）

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の契約者所在地が市内にあり、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「買受け」、営業品目（大分類）「買受け」内の営業品目（小分類）「紙・繊維くず」で登載され、かつ、市内に古繊維類の選別工場（さいたま市古繊維類売買業務仕様書第4項に定める業務内容に基づく選別処理を行うための機器を備え、受け入れた古繊維類を保管するために必要な面積を有する施設）及び本市との契約権限を有し、常時連絡が可能な体制にある支店若しくは営業所を市内に有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p100726.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和７年８月１８日（月）まで

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

告示の日から令和７年８月１８日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

#### (3) 受付場所

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当　保里　　電話　０４８（８２９）１３３６

#### (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

## 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

### (1) 交付方法

全て郵送とする。

### (2) 交付日

令和7年8月28日（木）までに交付するものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

(ア) 1(1)アの売却 令和7年9月2日（火）午後2時00分

(イ) 1(1)イの売却 令和7年9月2日（火）午後2時10分

(ウ) 1(1)ウの売却 令和7年9月2日（火）午後2時20分

(エ) 1(1)エの売却 令和7年9月2日（火）午後2時30分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

### (3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年9月2日（火）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の制限

本入札は、1 者が複数の落札者となることはできないものとする。なお、落札した者は、以降の入札に参加している場合は、辞退届を提出すること。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課  
電話    048 (829) 1336    FAX    048 (829) 1991

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第 1223 号**

さいたま市立中央図書館自動化書庫サーバ機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 24 日

さいたま市長    清   水   勇   人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立中央図書館自動化書庫サーバ機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区東高砂町 1 1 番 1 号

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「OA機器・用品」内の営業品目（小分類）「パソコン（付属品含む）」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 賃貸借された納入機器等を設置、設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が発生した場合には即時に対応ができること。また、設置作業については、作業のために臨時休館日等を設けること無く、通常の休館日で設置完了できること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1    さいたま市教育委員会中央図書館管理課  
担当 企画・調査係    電話 048（871）2176

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年8月14日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

#### (4) 交付方法

CD若しくはDVD

#### (5) 入札説明書等の返却

交付した入札説明書等は、入札書提出時に返却すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出と併せて返却すること。なお、入札参加申込み以前に入札しないことが決まった場合は、令和7年8月14日（木）までに速やかに返却すること。

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和7年8月20日(水) 午前9時から午後4時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法  
単価(月額)で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和7年8月29日(金) 午前11時00分
    - イ 場所  
さいたま市浦和区東高砂町11-1    さいたま市教育委員会中央図書館
  - (3) 入札保証金  
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
  - (4) 開札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和7年8月29日(金) 入札終了後、直ちに行う。
    - イ 場所  
6(2)イに同じ
  - (5) 落札者の決定方法  
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町 1-1-1   さいたま市教育委員会中央図書館管理課

電話   048（871）2176   FAX   048（884）5500

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

○競争入札参加資格関連の告示

**さいたま市告示第 1228 号**

令和 7 年度に実施する市庁舎等における自動販売機等設置場所の貸付事業について、応募に必要な資格を定めたので、次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 24 日

さいたま市長   清水   勇   人

1 用語の定義

この告示において業者登録とは貸付契約を希望する事業者をさいたま市自動販売機設置業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載することをいう。

2 登録業務

飲料、アイス類の自動販売機又は自動証明写真機の設置、管理及び販売の業務

3 業者登録の資格

業者登録の資格を有する者は、次の各号を満たす者とする。

(1) 市内の個人事業者又は県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人事業者であること。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者又は公募による自動販売機の設置場所が市外の場合は、この限りではない。

(2) 自動販売機の設置、管理等の業務を自ら行い、かつ、同種の契約等を過去 2 年の間に 2 回以上全て誠実に履行した個人又は法人であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者及び第 2 項の規定によりさいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- イ 県税又は市税に滞納がある者。ただし、市外の個人事業者又は県外の法人事業者が申請を行う場合は、当該事業者所在地の都道府県税又は市町村税に滞納がある者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条若しくは第 4 条に規定する指定を受けた指定暴力団等又はその構成員
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属している者
- カ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成 13 年さいたま市制定）又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている者又はさいたま市から不利益処分を受けている者

#### 4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、申請書にさいたま市自動販売機設置業者登録名簿制度実施要領（以下「実施要領」という。）に定める必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

##### (1) 受付期間

令和 7 年 8 月 12 日（火）から令和 7 年 9 月 1 日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

##### (2) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課

##### (3) 提出方法

持参又は郵送

#### 5 実施要領の交付

##### (1) 交付場所

ア さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p122812.html>

イ 4(2)に同じ

##### (2) 交付期間

告示日から令和 7 年 9 月 1 日（月）まで（5(1)イにおいては、休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

#### 6 登録審査

市長は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に記載し、一般に公開する。

#### 7 審査結果の通知

審査の結果については、郵送により通知する。

#### 8 登録の有効期間

登録名簿に登載された日から 2 年間

#### 9 その他

詳細は、実施要領による。